

ご存じですか？

住まい探し・生活支援の味方 “居住支援法人”

居住支援法人は、住宅セーフティネット法に基づく都道府県の指定を受けて、高齢者や単身世帯、障がいがある方などの民間賃貸住宅等への入居や、居住に係る支援を行う団体です

指定法人の数 …全国で687法人、鳥取県で4法人（R5.6時点）

法人の種類 …株式会社39%、NPO法人26%、一般社団法人16%、社会福祉法人12%など

活動の内容 …住宅探しの相談対応・同行、住宅情報の提供、契約手続きの同行・支援、居住中のトラブル対応、緊急連絡先の引き受け、見守り支援 など



すべての支援業務を県全域で行う必要はなく、一部の地域や一部の業務に限定することが可能です

指定のメリット

- ①活動費に対する国の補助がある（最大1,000万円又は1,200万円）
- ②国、県のホームページに活動内容等が掲載される
- ③自治体や居住支援協議会、関係福祉団体等との連携が円滑化できる

県内の法人

労働者協同組合ワーカーズコープ（県内全域）

連絡先：0857-30-7471

業務範囲：緊急連絡先、近隣苦情対応、家賃滞納時の対応支援、残置物処分

社会福祉法人こうほうえん（県西部）

連絡先：0859-24-3111

業務範囲：緊急連絡先、近隣苦情対応、家賃滞納時の対応支援、見守り、残置物処分

社会福祉法人尚仁福祉会（日野郡）

連絡先：0859-72-3210

業務範囲：見守り、生活支援、住宅に関する相談対応、住宅に関する情報提供

居住支援法人スマイル（県西部）

連絡先：090-1189-1369

業務範囲：見守り、引っ越し支援、生活・就労支援、手続き同行支援、住宅に関する相談対応

居住支援法人になるには？

居住支援法人の申請に関する窓口は県庁住宅政策課です。まずはご相談ください。

<申請に要する書類>

- 支援業務の実施に関する計画書
- 法人の定款、貸借対照表や財産目録
- 法人や職員の活動実績が確認できる書類 など

<主な審査のポイント>

- 支援業務の具体的な内容や実施体制等が適切か
- 債務超過でないなど、法人の財務状況が健全か
- 居住支援に関する実績を概ね1年程度有しているか
- 実務経験を有する職員が支援業務に関与して活動する計画となっているか
- 法人の定款等において、支援業務を行うために必要な記載があるか
- 法人内で、支援業務以外の業務を行う組織と分離できているか



お問い合わせ先

鳥取県生活環境部 暮らしの安心局 住宅政策課（企画担当）

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220

電話 0857-26-7408 ファクシミリ 0857-26-8113

E-mail jyutaku-seisaku@pref.tottori.lg.jp

HP>

